

会議録・報告事項

令和7年度第2回郡山市男女共同参画審議会を開催いたしました。その内容は、下記のとおりです。

会議名	令和7年度第2回郡山市男女共同参画審議会
開催日時	令和7年8月29日(火) 午前10時から午前11時30分まで
開催場所	郡山市西庁舎5階 5-1-1会議室
議長	郡山市男女共同参画審議会 会長 幕田 宙晃
出席委員	幕田 宙晃委員(会長)、渡邊 万里子委員(副会長)、市川 より子委員 伊藤 龍太委員、後藤 秋夫委員、知野 愛委員、永島 恭子委員、 羽賀 理恵委員、邊見 昌喜委員、山崎 聡委員、吉村 啓作委員、 李 莉岩委員、渡邊 澄眞子委員
事務局	市民部長 伊坂 透 市民部次長 笹川 幸江 ダイバーシティ推進課 課長 石田 佐和子 課長補佐 植村 健 男女共同参画係長 武藤 美起子 主査 鈴木 徹 こども家庭課 課長補佐 若穂 困 富江 主査 真部 沙耶香
次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1)「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)について (2)その他 4 その他 5 閉会
配付資料	・次第 ・資料1-1 基本目標別の内容(案) ・資料1-2「第三次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容 ・資料1-3 骨子(体系図)変更後 ・資料1-4 骨子(体系図)変更前

<p>1 開会 (司会：植村補佐)</p>	<p>郡山市男女共同参画審議会 委員 16 名中 13 名出席により会議成立</p>
<p>2 会長挨拶</p>	<p>幕田会長より挨拶</p>
<p>3 議事 (議長：幕田会長)</p> <p>(1)「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)について</p>	<p>(幕田議長) 本議題に関して、基本目標ごとに事務局の説明を受け、その都度、委員から意見等をいただく形で進めたいと思うがいかがか。 →異議なし</p> <p>(事務局) 「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)基本目標 1 について説明</p> <p>(邊見委員) 資料 1-1 の 3 ページの施策の方向性 1 「男女共同参画意識の普及・啓発」の基本指標「男女共同参画センターの会議室等の稼働率」について、男女共同参画センターは誰でも利用して良いという認識であるが、当施設の稼働率と男女共同参画意識の普及・啓発にはどのような関係があるのか。</p> <p>(事務局) 男女共同参画センターは、婦人会館を前身とし、男女共同参画を推進する施設としての位置付けとなっている。性別を問わず、また、地域の方々がこの施設を利用することによって、男女共同参画についての意識の醸成を目指す運営をしている背景から、過去のプランと同様に指標の一つとして設定しているものである。</p> <p>(伊藤委員) 資料 1-1 の 3 ページの施策の方向性 1 「男女共同参画意識の普及・啓発」の基本指標「広報誌等を用いた男女共同共同参画の広報・啓発の回数」について、目標数値年 10 回に対して、2024 年度の実績は 1 回とあるが、こういった結果となった経緯と今後回数を増やしていくためのプランについてお聞きしたい。</p> <p>(事務局) 2023 年度までは「シンフォニー」という男女共同参画に関する情報誌を発行し、啓発を行っていたが、同誌が 2023 年度をもって廃刊となってしまったことで、2024 年度は広報こおりやまを通した特集ページの制作による 1 回となってしまった背景がある。</p>

(伊藤委員)

2023年度以前は、年10回行っていたということか。

(事務局)

年によって啓発回数にはばらつきがあるが、2023年は年4回、2020年度は年10回を実施している。

(伊藤委員)

行為者が郡山市のみで完結する事業であるならば、プランの信用性を確保する意味でも年10回という目標は達成するべきでないかと思う。

(事務局)

紙媒体での周知啓発は主に町内会を通しての配布となるが、昨今では、これが町内会の負担となっている背景もあり、現在、紙媒体によらない町内会を介さない広報・啓発方法を模索しているところである。今後は、市の公式LINEを始めとしたSNS等を活用した啓発活動の充実により目標を達成したいと思う。

(市川委員)

資料1-1の3ページの施策の方向性1「男女共同参画意識の普及・啓発」の基本指標「社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合」について、目標値をモニタリング指標と設定しているが、こういった範囲や頻度で実施していく予定なのかお聞きしたい。

(事務局)

本指標については、4年に一度郡山市民を対象に実施している市民意識調査の結果をベースに目標値の設定をしない参考指標として、プランの進捗を管理していく予定である。

(伊藤委員)

資料1-1の4ページの施策の方向性2「ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育」の基本指標「学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数」について、これは、教育者に対する啓発回数という理解で良いか。

(事務局)

本指標は、小中学校等を対象に人権関連の図書を図書館に置いて、生徒に貸出をする啓発事業である。昨今は申し出がある学校が減少しており、昨年度の実績はゼロという結果であった。今後、学校で活用してもらえるような取組みを検討した上で実施していきたい。

(知野委員)

資料1-1の4ページの施策の方向性2「ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育」の基本指標「男女共同参画出前講座さんかく教室の開催回数」について、昨年度は12回の開催とあるが、具体的にはどのような講座が開催されたのか。

(事務局)

確認した上で後ほど回答する。

(李委員)

資料1-1の5ページの施策の方向性3「人権を尊重する意識の醸成と環境づくり」の基本施策「多文化共生の推進」について、冒頭の事務局説明の中で、当初、「多文化共生の推進」の前に「在住外国人支援による」という言葉があったものを削除した旨の説明があったが、その経緯を伺いたい。

(事務局)

多文化共生とは必ずしも在住外国人に限定されるものではなく、異なる文化や地域も含まれるという考えのほか、市役所においても国際交流を行ってきた部署が4月の組織改編により市民部所管の多文化共生係となった背景もあり、こういった部分を強調していく意味でも、異文化交流等も包含した多文化共生という大きな言葉を使うこととしたものである。

(渡邊委員)

出前講座の話がでたので、ひとつ意見としてお話をしたい。

先日私が所属する女性グループの会議にダイバーシティ推進課の職員が来てくれた際に、男女共同参画に関する考えの共有や行政に対しての課題・要望等について意見交換をする機会があった。出前講座のように何か特別なテーマがあったわけではないが、そういった意見交換の場をとおして、行政の考えを聞く機会があることは、女性団体としても非常に勉強になる場と感じたので、今後もそういった取り組みを続けてほしいと思う。

(事務局)

先ほど知野委員からご質問があった昨年度の出前講座「さんかく教室」12回の内訳であるが、小中学校向けが5回、民間企業・団体・個人向けが4回、地域活動団体向けが3回の開催となっている。

(知野委員)

市民の方々がどんなテーマを要望しているのかについても伺いたい。

(事務局)

あくまで昨年度開催の傾向となるが、小中学校は「思春期や性教育関係」がメイン、民間企業・団体においては「家庭や政治分野における男女共同参画について」、地域活動団体においては、ハラスメント等に関連する受講実績があった。

その他基本目標1に関する意見・質問等なし

(事務局)

「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)基本目標2について説明

(伊藤委員)

資料1-1の10ページの施策の方向性3「女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援」の基本指標「創業支援事業計画に基づく支援者数(累計)」について、本日の毎日新聞において、スタートアップ企業の出資者からのセクハラや性的関係を求められるケースが問題になっているとの記事が出ていたが、創業支援事業計画に関してもそういった事案があった際の相談体制の整備やそういったケースがあることを念頭に置いた事業の展開をお願いしたい。

(事務局)

所管している農商工部門にもそういった視点について共有するとともに、何かあれば市民部と協働で対応していくようにしたい。

(市川委員)

資料1-1の10ページの施策の方向性3「女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援」の基本施策2「女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進」について、看護業界でも電子カルテの導入等により、今後デジタル化をどうしていくかというのが課題となっている。人材育成のための学習機会の提供ということで、パソコンスキルの向上のみならず、女性が仕事をしていく上でのアプリの活用方法等様々な取組もあるかと思うが、具体的にどのようなことを実施しているか又は考えているか伺いたい。

(事務局)

現在、男女共同参画センターにおいて実施しているデジタルスキルアップ講座では、パソコンスキルの知識のみならず生成AIに関する知識や基本操作等を取り入れている。引き続き時代に合った内容を取り入れた上で事業を実施していきたい。

(山崎委員)

資料1-1の8ページの施策の方向性1「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の基本施策1「学生等への就職支援」について、「学生等」とあるが、他の基本施策1には「学生等」の文言はない一方で、なぜこの項目だけ「学生等」という言葉を入れたのかその経緯と、この「学生等の就職」という括りが施策の方向性である「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」において「学生等」という区分で必要なのかについて伺いたい。また必要ということであれば、「学生等への男女均等な就職支援」としたほうがいいのではないかと思うが考えを伺いたい。

(事務局)

基本施策1に記載している支援事業が特に学生にフォーカスした就職支援事業である現状から「学生等」という表現を用いている。委員ご提案の「学生等への男女の均等な就職支援」という表現については、施策の方向性の趣旨と合致することから、反映させる形で検討したい。

(山崎委員)

学生というのは具体的にどこまでの範囲を含むのか。

(事務局)

就職を前にした高校生や専門学校生等全ての学生を含んでいる。

その他基本目標2に関する意見・質問等なし

(事務局)

「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)基本目標3について説明

基本目標3に関する意見・質問等なし

(事務局)

「第四次こおりやま男女共同参画プラン」基本目標別の内容(案)基本目標4について説明

(永島委員)

基本指標のDV被害者への支援に関する点について、過去に私が外国出身の方と関わった際に、外国出身の女性からDV被害を受けている旨の相談を受けたことがあった。この指標の中で言う女性の中や市民意識調査の「DV等を受けたことがある」と回答した人の中にそういった外国出身の方が含まれているのかを伺いたい。

また、今後啓発活動や支援をしていくに当たって、多言語で外国

(2)その他	<p>の方にも広く情報が伝わるような仕組みづくりが必要ではないかと思うが、指標等の中には多言語というような外国の方を想定する文言が見受けられなかったので、そういった点をどう考えているのか併せて伺いたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>まず、市民意識調査については、郡山市に住民票が登録されている3,000人を抽出する方法を行っているので、外国出身の方が住民票を持たれていれば抽出の対象範囲であるが、回答者の中に該当者がいるかの断言はできない。また、質問にあった指標におけるDV被害者等の範囲については実際に外国出身の方の相談を受けたことや支援したケースもあり、特別外国出身の方等の明記をしていないだけで対象に含まれている。</p> <p>その他基本目標4に関する意見・質問等なし</p> <p>(事務局)</p> <p>今回頂いた意見等を踏まえて、次回の審議会で全体の素案をお示ししたい。</p>
4 その他	<p>(事務局)</p> <p>庶務連絡</p>
5 閉会	